

網走市災害廃棄物処理計画



令和3年2月

網 走 市

目 次

第1編 総則	1
第1章 基本的事項	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の位置づけ	1
第3項 地域特性	3
第4項 本計画において想定する災害	6
第5項 災害廃棄物発生量等の推計を行う災害	6
第6項 対象とする災害廃棄物	7
第7項 処理主体	7
第8項 処理の基本方針	8
第2章 組織体制	9
第1項 災害対策本部	9
第2項 災害廃棄物担当組織	10
第3章 情報収集及び広報	12
第1項 情報収集・記録	12
第2項 住民への広報・啓発	12
第4章 協力・支援体制	13
第1項 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制	13
第2項 他市町村・民間事業者との協力・連携	13
第3項 北海道の協力・支援	14
第4項 自衛隊・警察・消防との連携	14
第5項 災害廃棄物処理に係る国の財政的支援	15
第5章 職員への教育訓練、市民への事前啓発	15
第2編 一般廃棄物処理施設	16
第1章 一般廃棄物処理施設	16
第3編 災害廃棄物対策	18
第1章 発災直後に優先的に行う業務	18
第2章 災害廃棄物処理の流れ	21
第3章 災害廃棄物発生量等の推計	22
第1項 災害廃棄物発生量等の推計を行う災害	22
第2項 災害廃棄物発生量	22
第3項 災害廃棄物処理可能量	23
第4項 災害廃棄物処理フロー	24
第5項 仮置場必要面積	26
第6項 避難所ごみ・生活ごみ・し尿の処理	26

第4章 災害廃棄物の処理	29
第1項 災害廃棄物処理実行計画の作成	29
第2項 処理スケジュール	29
第3項 収集運搬	31
第4項 仮置場	31
第5項 分別・処理・再資源化	35
第6項 焼却処理	35
第7項 最終処分	35
第8項 広域的な処理処分	35
第9項 適正処理が困難な廃棄物等	36
第10項 水害による廃棄物への対応	37
第11項 思い出の品等	37
第12項 災害廃棄物処理に係る関係法令	38
第4編 地域特性と対応方針	38
第1章 地域性により大量に発生することが想定される廃棄物	38
第2章 冬季における災害廃棄物処理の課題	38
資料編	40
・ 廃棄物処理団体懇話会作成資料	41
・ 産業廃棄物処理業団体との協定書	43
・ 市内廃棄物処理委託事業者との協定書	46

第 1 編 総則

第 1 章 基本的事項

第 1 項 計画の目的

網走市は、これまで大きな地震などの自然災害に見舞われたことはないが、大規模災害が発災した際には、一度に大量の災害廃棄物が発生する恐れがある。

大量の災害廃棄物の処理量については、平時の数年分にのぼるごみ処理量に及ぶ可能性があることから、市民の健康被害や生活環境保全上支障が無いよう措置を講じるとともに、平時とは異なる体制により、長期的・継続的に対応していくことが必要となると想定される。

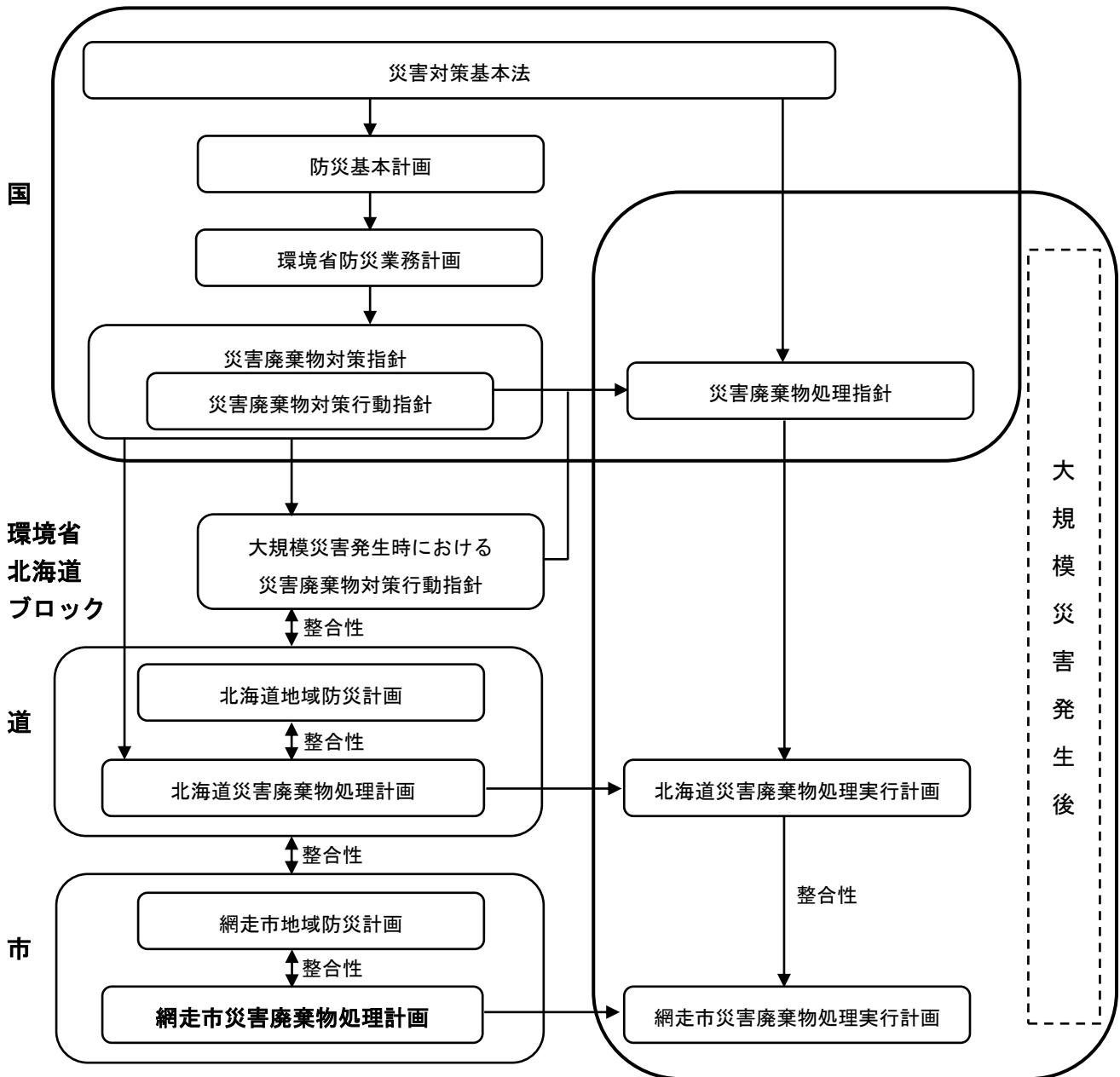
本計画は、災害廃棄物の処理について実際の災害規模や被災状況、廃棄物の発生量などに対応した「災害廃棄物処理計画」を作成し、適正かつ迅速な処理を進めていくために必要な事項を事前に定めるものである。

第 2 項 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」をもとに、「北海道災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）」、「網走市地域防災計画（平成 24 年 10 月）」等の関連計画と整合を図りながら策定するものである。

また、本計画は、こうした計画等の改定や災害廃棄物処理に係る調査研究結果、全国各地の災害対応経験により蓄積されたデータや知見などをもとに、必要に応じて見直しを行うものとする。

【災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図】



バスについては、市内、近郊路線、女満別空港連絡バスを結ぶ網走バスなどがある。また、市街地から南西に約 22km には女満別空港（大空町）があり、札幌、東京、名古屋とそれぞれ直結している。

（6）人口

平成 27 年の国勢調査による人口は、39,077 人（男 19,819 人、女 19,258 人）、世帯数は 18,035 世帯で、平成 22 年の同調査と比較すると総人口で 1,921 人（約 4.7%）減少しており、微減の傾向が続いている。

（7）平時の家庭系ごみ処理状況

一般家庭から排出されるごみは、〔1〕生ごみ、〔2〕使用済紙おむつ類、〔3〕容器包装プラスチック、〔4〕埋立ごみ、〔5〕粗大ごみ、〔6〕資源物（①缶類、②びん、③発泡スチロール・白色トレイ、④ペットボトル、⑤新聞、⑥雑誌類、⑦紙パック、⑧ダンボール、⑨ざつ紙、⑩食用廃油）、〔7〕有害ごみ（①蛍光管・電球、②乾電池・水銀体温計）、〔8〕危険ごみ（①スプレー缶等、②刃物・割れ物）、〔9〕古着・古布、〔10〕使用済小型家電、の 10 種 21 分別を基本として収集し、適正処理を行っている。



【平時の家庭ごみの処理方法】

分別区分		排出方法	排出場所	
生ごみ、使用済紙おむつ類・容器包装プラスチック・埋立ごみ		指定ごみ袋 一般ごみ処理券貼付	家庭ごみステーション	
粗大ごみ		粗大ごみ処理券貼付	各戸玄関前（電話事前申込）	
資源物	缶類	中身が見える袋	資源物ステーション	
	びん類	中身が見える袋	資源物ステーション	
	発泡スチロール 白色トレイ	中身が見える袋	資源物ステーション	
	ペットボトル類	中身が見える袋	資源物ステーション	
	紙類	新聞紙	しばって排出	資源物ステーション
		雑誌類	しばって排出	資源物ステーション
		紙パック	しばって排出	資源物ステーション
		ダンボール	しばって排出	資源物ステーション
		ざつ紙	中身が見える袋	資源物ステーション
	有害ごみ	蛍光管・電球	保護紙・箱など	資源物ステーション
乾電池・体温計		中身が見える袋	資源物ステーション	
危険ごみ	スプレー缶等	中身が見える袋	資源物ステーション	
	カミソリ等	新聞等で包んで排出	資源物ステーション	
食用廃油		空きびんやボトル	家庭ごみステーション	
古着・古布類		袋（形態は問わない）	拠点回収	
小型家電		直接投入	拠点回収	

（８）平時の事業系ごみ処理状況

事業所から排出されるごみは、〔１〕生ごみ、〔２〕使用済紙おむつ類、〔３〕容器包装プラスチック、〔４〕埋立ごみ、〔５〕資源物（①リターナブル以外のびん、②発泡スチロール・白色トレイ、③ペットボトル）、〔６〕有害ごみ（①蛍光管・電球、②乾電池・水銀体温計）の６種９分別を基本として自己搬入若しくは、収集運搬許可業者への委託により適正処理を行っている。なお、缶、リターナブルびん、紙類、食用廃油については、各事業者が直接資源回収業者に引き渡すこととしている。

(9) 平時のごみ排出量・処理量

平成 31 年度の総排出量は 12,449 t、うち中間処理量は 3,979 t、資源化量は 4,346 t、埋立処分量は 8,103 t となっている。また、網走市民一人一日当たりの平均排出量は 921 g となっている。

【ごみ排出量及び処理・処分量の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
総排出量(t)	14,308	14,229	11,612	12,102	12,449
中間処理量(t)	10,642	10,526	3,418	3,446	3,979
資源化量(t)	2,551	2,546	5,334	3,961	4,346
埋立処分量(t)	11,757	11,753	6,278	8,141	8,103
一人一日当たり排出量(g)	1,047	1,059	819	874	921

第 4 項 本計画において想定する災害

災害廃棄物が発生する災害は、地震や水害などの自然災害である。本計画では、網走市地域防災計画で想定する地震、水害などをはじめとする自然災害のうち、平時の体制では対応が困難な被災規模、廃棄物発生量及び、長期の処理期間となると見込まれる災害を想定する。

ここでは、こうした大規模災害のうち、発生時に被害が特に大きく見込まれると想定される地震及び水害について記載する。

なお、想定する災害は、網走市地域防災計画や被害想定の内容が変更となった場合について見直しを行う。

また、被害規模に応じて、本計画や国、道の計画等で定める対応方策を参考に、柔軟に対応する。

(1) 地震災害

網走市において地震発生により被害が想定されるものとしては、網走沖を震源とする海溝型地震による津波災害が考えられる。このため、市街地付近をはじめとする沿岸区域から、大量の津波堆積物が発生することが想定される。

(2) 水害

水害については、網走市地域防災計画基本編第 2 部第 3 章に記載する、網走川が大雨によって増水し、市街地付近が浸水することによって災害廃棄物が発生することが想定される。

第 5 項 災害廃棄物発生量等の推計を行う災害

本計画において想定する災害のうち、災害廃棄物発生量等の推計を行う災害は、北海道廃棄物処理計画第 3 編第 3 章第 1 項に記載するよう、災害廃棄物発生量が大量である、網走沖の海溝型地震（最大震度 6 強）とする。

第6項 対象とする災害廃棄物

本計画では、災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、次に示す災害廃棄物を対象とする。

【災害廃棄物の種類】

	種 類	主な廃棄物
地震や水害等の災害によって発生	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	昼や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や市肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源含む）、漁網、石膏ボードなど
被災者や避難者の生活に伴って発生	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲み取りし尿

第7項 処理主体

災害廃棄物を含む一般廃棄物については、市町村が処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物を処理することに努める。その際、必要に応じて他市町村、道、国、民間事業者等に支援を要請する。

また、甚大な被害により行政機能の喪失や災害廃棄物の処理が長期間に及ぶなど、網走市自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な状況と判断される場合で、網走市から道に地方自治法第252条の14の規定に基づき災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託した場合は、道が災害廃棄物処理実行計画を作成して網走市に代わって処理を行う。

なお、発災後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物

や敷地内に流入した土砂や流木等)については、原則として事業者責任で処理する。

第8項 処理の基本方針

(1) 処理期間

全国で発生した大規模災害時における処理期間を参考に、地震災害については概ね3年以内に、水害等については概ね2年以内に処理を完了するよう努める。ただし、復旧・復興計画と整合を図りながら、被災状況に応じて柔軟に目標期間を設定する。

(2) 適正分別と3Rの徹底

発災現場や仮置場での適正分別を徹底し、可能な限り廃棄物の減量化と再資源化に努める。

(3) 既存施設の活用

平時に利用している廃棄物処理施設を最大限に活用する。被災状況等に応じて、産業廃棄物処理施設の活用、他自治体との連携、仮設処理施設の設置等により処理を行う。

(4) 公衆衛生の確保

廃棄物処理の遅延等により、市民に健康被害や生活環境保全上の支障が生じることのないよう、防疫対策を行い、公衆衛生の確保を優先的に考慮する。

(5) 処理業務における安全性の確保

災害廃棄物の収集運搬時や選別・分別作業時において、有害性が高い廃棄物の混入などに注意するほか、二次災害の発生を未然に防ぐよう努める。

第2章 組織体制

第1項 災害対策本部

災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は網走市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

【網走市災害対策本部組織図】

本部長（市長）

副本部長（副市長）

（本部員会議）

市長
副市長
（本部員）
教育長
企画総務部長
市民環境部長
健康福祉部長
観光商工部長
農林水産部長
建設港湾部長
水道部長
学校教育部長
社会教育部長
議会事務局長

部（部長）	班（班長）	班に属する課
企画総務部 （企画総務部長）	総務班（総務防災課長）	総務防災課
	広報広聴班（企画調整課長）	企画調整課
	職員班（職員課長）	職員課
	財政班（財政課長）	財政課
	税務班（税務課長）	税務課、情報政策課
	会計班（会計課長）	会計課
市民環境部 （市民環境部長）	市民班（市民活動推進課長）	市民活動推進課、戸籍保険課
	生活環境班（生活環境課長）	生活環境課
健康福祉部 （健康福祉部長）	福祉班（社会福祉課長）	社会福祉課、介護福祉課 子育て支援課
	健康推進班（健康推進課長）	健康推進課
観光商工部 （観光商工部長）	観光班（観光課長）	観光課
	商工班（商工労働課長）	商工労働課
農林水産部 （農林水産部長）	農林班（農林課長）	農林課、農業委員会事務局
	水産漁港班（水産漁港課長）	水産漁港課
建設港湾部 （建設港湾部長）	建築班（建築課長）	建築課
	土木班（都市管理課長）	都市管理課、都市整備課
	港湾班（港湾課長）	港湾課
水道部 （水道部長）	営業経営班（営業経営課長）	営業経営課
	上水道班（上水道課長）	上水道課
	下水道班（下水道課長）	下水道課
学校教育部 （学校教育部長）	学校教育班（学校教育課長）	学校教育課
社会教育部 （社会教育部長）	社会教育班（社会教育課長）	社会教育課、スポーツ課 美術館、図書館、博物館
予備部 （議会事務局長）	予備班（議会事務局次長）	議会事務局、選挙管理委員会 事務局、監査事務局

網走市地域防災計画では、災害対策本部に置かれる部・班の所掌事務が定められており、このうち、市民環境部生活環境班は、市民環境部のもと、生活環境課長を班長として次の事務を行うとされている。

- 1 廃棄物及び汚物処理に関すること
- 2 防疫に関すること
- 3 被災地における環境保全及び公害対策に関すること
- 4 救助・救出に関すること
- 5 飼養動物対策に関すること
- 6 死体の収容処理及び埋葬に関すること

第2項 災害廃棄物担当組織

災害廃棄物処理については、網走市地域防災計画に定める防災組織の所掌事務に基づき、市民環境部生活環境班（生活環境課）が担当し、関係部班との連携を行いながら処理業務を行う。

なお、災害廃棄物担当組織の人員が不足する場合などは、庁内の支援要請を検討するほか、災害規模、被災状況等により、道や国への支援を要請する。

【災害廃棄物処理において連携が想定される各部班の事務】

部	班	所掌事務
企画総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・知事への災害報告に関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること ・庁内の非常体制に関すること ・気象情報の収集及び伝達に関すること ・災害情報の収集及び伝達に関すること ・通信機能の確保に関すること ・各部・各班との連絡調整及び他部・他班に属さない事項に関すること
	広報広聴班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への災害・復旧情報等の提供に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること
	職員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員計画に関すること
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算編成、資金調達、災害関係経費の経理に関すること
	税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への気象情報、避難勧告等の伝達に関すること
	会計班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費に係る金銭の出納及び保管に関すること
市民環境部	市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター等の避難場所開設に関すること ・防災ボランティア、民間団体及び地域住民組織との連携協力体制の調整に関すること ・ボランティアの受入れ及び配置計画に関すること ・災害警備に関すること
健康福祉部	健康推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防に関すること
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難等の安全確保及び保護に関すること

部	班	所掌事務
		<ul style="list-style-type: none"> ・食糧の供給に関すること ・福祉施設の被害調査に関すること
観光商工部	観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の被害調査、応急対策に関すること ・り災観光客の救援対策に関すること
	商工労働班	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害調査・支援に関すること
農林水産部	農林班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域に関すること（治山・保安林等） ・農林関係被害調査、被災農家の調査・援護に関すること
	水産漁港班	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油等災害調査に関すること（漁業関係） ・津波災害対策に関すること（漁業・漁港関係） ・水産関係被害調査、被災漁家の調査・援護に関すること ・漁港区域内の被害調査・応急措置・災害復旧対策に関すること
建設港湾部	建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅対策に関すること ・応急仮設住宅等の建設に関すること ・住宅の応急修理に関すること ・建築物の災害対策に関すること ・公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること
	土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険個所に関すること ・応急措置実施に関すること（障害物の除去） ・応急土木対策に関すること ・液状化災害対策に関すること（土木施設関係） ・道路の通行規制に関すること ・災害現場への土木・建築用資材の輸送の策定及び実施に関すること ・輸送関係機関との連絡調整に関すること
	港湾班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域整備計画に関すること ・流出油等災害対策計画に関すること（港湾関係） ・津波災害対策計画に関すること（港湾関係） ・液状化委災害対策計画に関すること（港湾関係） ・港湾区域内の被害調査・応急措置・災害復旧対策に関すること
水道部	営業経営班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水計画に関すること（応急給水、市民周知）
	上水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水計画に関すること（施設の復旧、応急給水資機材の確保）
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設対策計画に関すること（下水道施設）
学校教育部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること ・学校教育施設の応急利用に関すること
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関すること ・社会教育及び体育施設の応急利用に関すること
予備部	予備班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急応援に関すること
各部・各班共通業務		<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること ・所管に係る避難所の管理運営に関すること ・他班の緊急応援に関すること
網走地区消防組合		<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・広報活動に関すること

第3章 情報収集及び広報

第1項 情報収集・記録

市民環境部生活環境班は、廃棄物処理に係る情報収集を行い、関係機関と連携しながら情報の一元化を図るとともに、発災直後からの情報の記録を行う

【発災後に情報収集が必要な事項】

目的	内容
災害廃棄物発生量の算出	建物の被害状況（全壊、半壊、浸水棟数）
	水害の浸水面積
避難所ごみ、し尿発生量の算出	避難所の設置数、避難人数
災害廃棄物処理体制の構築	ライフラインの被災状況（電気・ガス・水道・下水道）
	道路情報
	一般廃棄物処理施設の被害状況
	一般廃棄物収集体制（し尿含む）の被害状況
	適正処理困難廃棄物の発生状況
災害廃棄物処理の進捗管理	運搬車両の充足状況
	仮置場整備状況
	災害廃棄物等の処理状況

第2項 住民への広報・啓発

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、住民の理解を得ることが重要である。このため、平時から廃棄物の分別や便乗ごみの排出禁止等に関する啓発等を継続的に行う。

発災後は、ホームページ、チラシ、施設掲示板、広報紙などを利用し、災害時の廃棄物処理等に関する情報を、適時適切に分かりやすく住民に提供する。また、避難所を開設した場合には、被災者に対しても周知をするよう努める。

【発災後に広報する主な情報】

項目	内容
通常のごみ収集	変更事項及び変更なしの周知
災害廃棄物の発生状況	災害廃棄物の種類と発生量
災害廃棄物仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、分別方法、搬入方法、処理の概要
災害廃棄物処理の進捗状況	発生状況に対する進捗と今後の工程
問合せ窓口	災害廃棄物を含む一般廃棄物に関する問い合わせ窓口

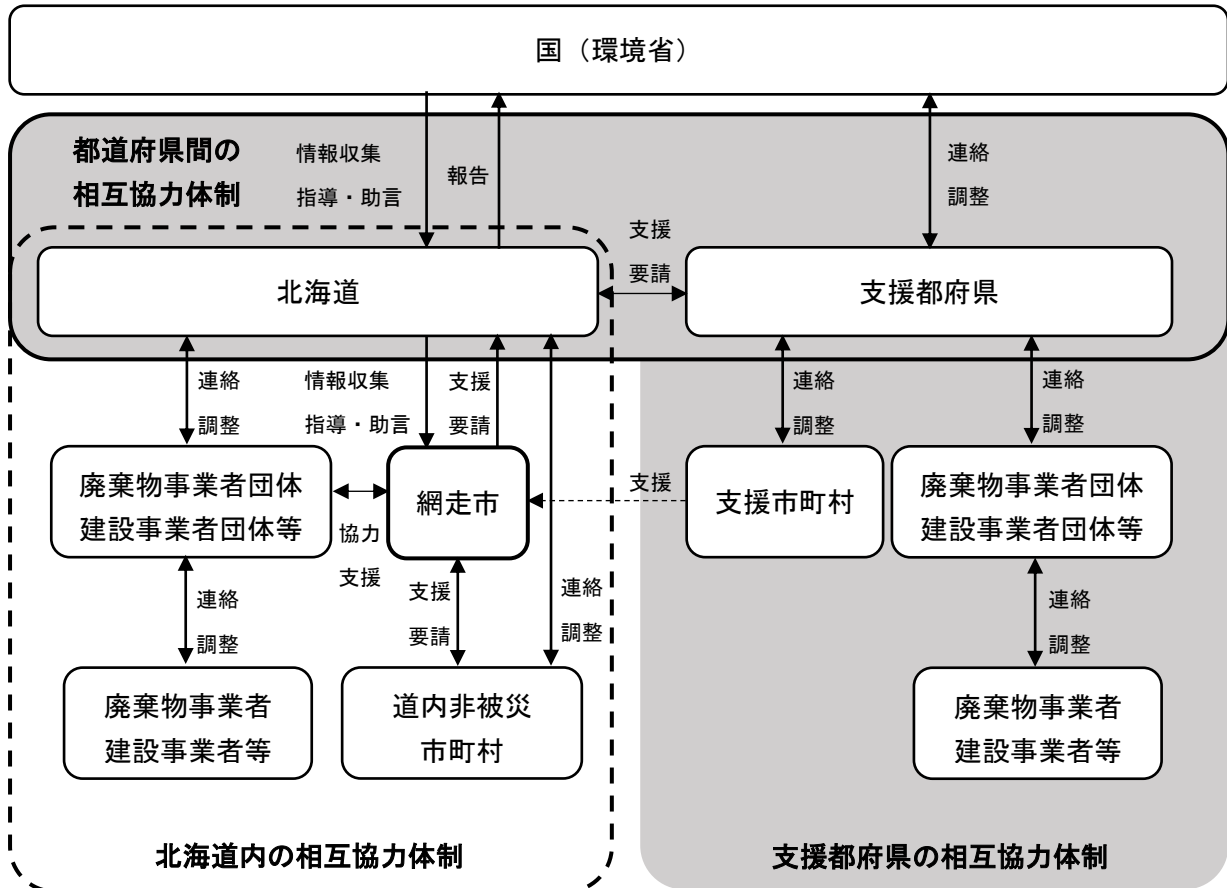
第4章 協力・支援体制

第1項 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制

災害時は、被害状況に応じて北海道に支援を要請することを基本とし、さらに民間事業者や民間事業者団体などに協力支援を要請する。また、円滑に支援を受けられる体制についても平時から検討を進める。

なお、環境省が発災後の支援や平時の災害対応力の向上等を行う D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を運営していることから、必要に応じて活用する。

【災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制のイメージ】



出典：「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第1版）（平成29年3月環境省北海道地方環境事務所）」を一部修正

第2項 他市町村、民間事業者との協力・連携

災害廃棄物処理において協力が見込まれる関係団体との協定を次に示す。災害時には、災害廃棄物の撤去、収集運搬・処理等において、協定に基づき協力を要請する。また、平時より北海道に対し、他市町村との相互連携支援や協定締結の可能性についての情報提供・仲介等の支援を要請し、新たな協力体制の構築や協定締結に努めるほか、民間事業者等との協定締結に向けた情報収集を図る。

協定を締結していない他市町村や民間事業者等からの支援が必要な場合は、北海道を通じて協力を要請する。

また、北海道は公益社団法人北海道産業資源循環協会と災害廃棄物の処理等への支援に関する協定を締結しているため、必要に応じて支援を要請する。

なお、非常災害時の応急措置として、廃棄物処理法第15条の2の5第2項の規定により、産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届け出は、事後でよいこととされている。

【災害時協定一覧表】

名 称	協定先	廃棄物処理に係る内容
道東六市防災協定	釧路市、帯広市、根室市、北見市、紋別市	災害応急対策に関する支援
災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	災害応急対策に関する支援
災害時における物資の供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会 北見地区部会	仮設トイレの供給
網走市所管公共土木施設・建築物における災害時における協力体制に関する実施協定	網走建設クラブ、 網走市測量設計技術協会	災害時応急対策に関する対応
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	網走市廃棄物処理（協）、 シティ環境（株）、（有）道環、 道東地方環境整備興発（株）	災害廃棄物の管理・処理に関する協定
大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	（公社）北海道産業資源循環協会オホーツク支部	災害廃棄物の処理に関する協定

第3項 北海道の協力・支援

災害時は、被災状況により北海道を通じて他市町村や事業者団体、国（全国）に支援を要請する。また、必要に応じて災害廃棄物の収集運搬・処理における技術的助言を求める。

網走市から地方自治法第252条の14の規定に基づき災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部を委託した場合には、北海道が災害廃棄物処理実行計画を作成し、網走市に代わって処理を実行することとなる。

また、網走市から、地方自治法第252条の16の2の規定に基づく事務の代替執行を依頼した場合には、網走市が作成した災害廃棄物処理実行計画に基づき、北海道が事務の執行を代行し、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣依頼を行った場合は、北海道から網走市へ職員の派遣を行う。

第4項 自衛隊・警察・消防との連携

自衛隊、警察、消防は、発災後初期は人命救助を最優先とすることから、その活動を第一とした上で、可能な範囲で協力を依頼する。なお、発災後初期は災害対策本部で情報を一元化し、災害対応の枠組みの中で調整を図ることとなる。

【自衛隊、警察、消防との連携事項】

連携先	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い
消防	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・災害廃棄物仮置場での火災
警察	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・災害廃棄物仮置場での不法投棄

第5項 災害廃棄物処理に係る国の財政的支援（災害廃棄物処理事業補助金）

大規模災害に伴い発生する災害廃棄物の処理に要する費用は莫大なものとなり、市の財政能力を超える恐れがある。このため、国（環境省）は、「災害廃棄物処理事業」という形で、市町村に対する財政上の支援を行うことにより、早期の復旧・復興を図ることとしている。市は、国・道と密接に連絡をとり、事務に遺漏の無いよう対応する。

第5章 職員への教育訓練、市民への事前啓発

平時から災害時対応能力の維持・向上を図るため、国や北海道で開催する研修等に積極的に参加するほか、市が実施する防災訓練などを活用して、組織や連絡体制の確認・強化を行う。

また市民に対しては、地域防災訓練や防災講座などを通し、災害廃棄物の適正排出に関する事前啓発を行う。

（1）職員への教育訓練

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする研修を行う。

また、国や道が実施する研修等に積極的に職員を派遣し、災害廃棄物処理に対応できる人材育成に努める。

（2）市民への事前啓発

平時には、防災担当部署と連携し、住民に対して発災時の情報伝達や広報手段について周知を図る。平時から市民に対して啓発等を行うことが望ましい事項は次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>○災害廃棄物の排出の際の注意点</p> <ul style="list-style-type: none">・家電を廃棄する際は、電池を取り除く（火災防止）・ストーブを廃棄する際は、燃料を抜く（火災防止）・冷蔵庫を廃棄する際は、中を空にする（腐敗防止） <p>○便乗ごみの廃棄、不法投棄、野焼き等はしない</p> |
|---|

出典：災害廃棄物対策指針技術編を一部修正

第2編 一般廃棄物処理施設

第1章 一般廃棄物処理施設

市内で発生する廃棄物については、破砕・リサイクル施設、生ごみ堆肥化施設、最終処分場、また、し尿については、二見ヶ岡クリーンセンターで処理を行っている。

なお、二見ヶ岡クリーンセンターは、網走市が管理運営をしているが、大空町と共同利用をする施設である。

災害時に発生する避難所ごみを含む生活ごみ、し尿については、平時と同様、一般廃棄物としてこれらの施設で可能な限り処理を行う。

また、その他の災害廃棄物についても、可能な限り既存施設で処理をする。

【埋立ごみ、資源物の中間処理施設】

施設名称	破砕・リサイクル施設
所在地	網走市字明治144番地の4
面積	建築面積2,115.61㎡ 延床面積2,925.72㎡
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
竣工年月	平成29年3月（供用開始：平成29年4月）
施設の概要	【破砕施設】 埋立ごみ・粗大ごみ 15.0t/日 【リサイクル施設】 容器包装プラスチック 4.0t/日 ペットボトル 4.0t/日 缶類 6.7t/日 びん類 1.6t/日



破砕・リサイクル施設

【生ごみの中間処理施設】

施設名称	生ごみ堆肥化施設
所在地	網走市字明治144番地の4
面積	建築面積 1,758.23 m ² 延床面積 1,638.05 m ²
構造	鉄骨造
竣工年月	平成29年3月（供用開始：平成29年4月）
施設の概要	生ごみ・剪定枝 13.0t/日

【最終処分場】

施設名称	最終処分場
所在地	網走市字明治144番地の4
埋立面積	21,600 m ²
埋立容量	139,000 m ³
構造	準好気性埋立
竣工年月	平成30年2月（供用開始：平成30年3月）

【し尿処理施設】

施設名称	二見ヶ岡クリーンセンター
所在地	網走市字二見ヶ岡290番地の2
面積	敷地面積 7,203 m ² 建築面積 403 m ²
構造	鉄筋コンクリート造2階建
竣工年月	平成6年4月（供用開始：平成6年4月）



生ごみたい肥化施設



二見ヶ岡クリーンセンター

第3編 災害廃棄物対策

第1章 発災直後に優先的に行う業務

大規模災害発生時には、全ての業務を同時に対応していくことは困難であることが想定されるため、災害廃棄物処理についても、業務内容の優先度を適切に判断しながら実施していくことが必要となる。

特に水害時は、「避難準備・高齢者等避難開始」の時点から、災害発生に備え、情報収集や協力体制の確認など、災害廃棄物対策の準備をすることが必要である。

【発災後に優先的に行う業務開始の目安】

優先的に 行う 業務	発災後の業務開始の目安			
	早急に実施	6時間以内	72時間以内	2週間以内
	高	← 優先度 →		低
情報収集及び記録	情報収集及び記録			
協力体制の構築	協力体制の構築			
住民への周知	住民への周知	住民への周知	住民への周知	住民への周知
し尿収集・処理		仮設トイレ設置 (避難所)	し尿収集開始	
ごみの運搬方法		収集・運搬方法の決定	収集運搬開始	
ごみの収集・処理		分別・排出方法の広報	収集運搬開始	
一次仮置場の設置・運営管理		初期に開設する仮置場の選定	迅速に開設	計画的な運営
二次仮置場の設置				開設

【発災後に優先的に行う業務と留意事項】

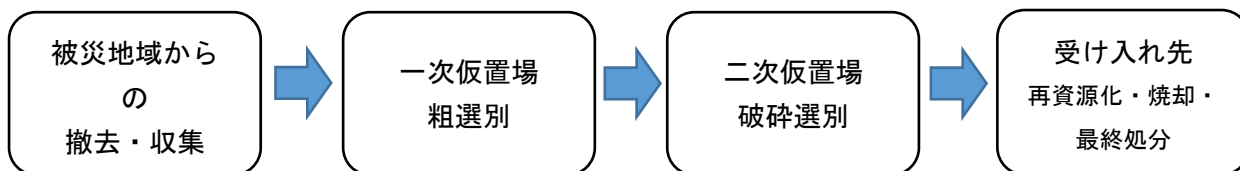
優先的業務区分	優先的事項	留意事項
情報収集及び記録	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否及び参集状況の確認 ・廃棄物収集運搬車両・機材の被災状況の確認 ・廃棄物運搬ルート of 被災状況の確認 ・廃棄物処理施設等（上水道施設、下水道処理施設、し尿処理施設などを含む）の被災状況の確認 ・廃棄物処理関係委託事業者の被災状況の確認 ・廃棄物処理許可業者の被災状況の確認 ・市内外のインフラ（道路、橋梁等を含む）の被災状況の確認 ・避難所数及び被災者数の確認 ・被災状況と今後予想される内容の確認（災害対策本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の通信手段を用いる（携帯電話が繋がりにくい） ・情報の発信源を記録する（断片的情報が多くなる） ・被災した建物や廃棄物処理施設、災害廃棄物の状況などの写真は、発災直後から多くの画角、倍率で撮影する（災害補助申請に必要）
協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道オホーツク総合振興局との情報共有 ・行動手順（災害廃棄物処理計画）の確認 ・災害廃棄物処理に係る業界団体との協定内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び関係機関、団体等との綿密な連絡をとる（発災直後は、被害規模や災害廃棄物量が不明）
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の広報（便乗投棄などの不適正処理防止、分別徹底） ・効果的な手法で迅速に情報周知（特に、水害時には、水が引くと同時に一斉に災害廃棄物が排出される） ・被災者が避難所にいる間に情報を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの電話問い合わせ等が集中し、仮置場の管理他が滞らないよう、他部署への応援依頼、委託業者への協力依頼による対応や、相談窓口の早期開設について検討する
し尿の収集・処理 (避難所・一般家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置の有無(避難所)、及び、簡易トイレ等の配布の有無の確認(災害対策本部) ・避難所、一般家庭からの収集運搬ルートの確認 ・発災後、速やかに収集開始(公衆衛生の確保優先) 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道、し尿処理施設の被災状況等により仮設トイレ等の必要数が異なる(収集運搬体制に影響する) ・収集車両が不足する場合や、し尿処理施設が被災した場合は、北海道への支援要請(他市町村への協力依頼)、協定団体等との調整を図り、広域的処理を検討する。

優先的業務区分	優先的事項	留意事項
災害廃棄物運搬方法の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、車両（重機を含む）の手配（発生量により平時の収集運搬体制では対応困難） ・車両が不足する場合は北海道への支援要請（他市町村への協力依頼）、民間事業者への協力依頼 ・収集時期や収集する廃棄物の種類、収集場所等を住民へ広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・パッカー車では、混合ごみとなる恐れがあり、性状に応じてトラックやダンプ車を準備する必要がある。 ・廃棄物処理業者への委託検討が必要となる。 ・住民が直接、仮置場に搬入する場合は、分別の徹底や交通事故防止の対応をするための人員配置が必要となる。
ごみの収集・処理（避難所・一般家庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後速やかに、ごみの分別区分・排出方法を広報し、生活ごみと被災家屋等の片付けごみの混合を抑制 ・運搬可能ルートを確認後、速やかに避難所や一般家庭のごみ収集を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車両が不足する場合や中間処理施設（破碎・リサイクル施設、生ごみ堆肥化施設）が被災した場合は、北海道への支援要請（他市町村への協力依頼）、協定団体等との調整を図り、広域的処理を検討する。 ・収集車両に必要な燃料を確保する。
仮置場の開設、運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計値に基づき必要面積算出 ・被災状況等を確認の上、事前候補地の中から決定（仮設住宅等との調整のため、関係部署との調整必要） ・分別看板の設置（混合を防止） ・廃棄物処理に関する委託業者と調整し、管理員・作業員の配置 ・必要に応じて交通整理員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の前に遮水シートや鉄板の敷設等の必要性を検討する。（土壌汚染対策法） ・火災防止（積上げ高さ 5m 以内）、環境対策、衛生面に配慮の上、維持管理を行う。

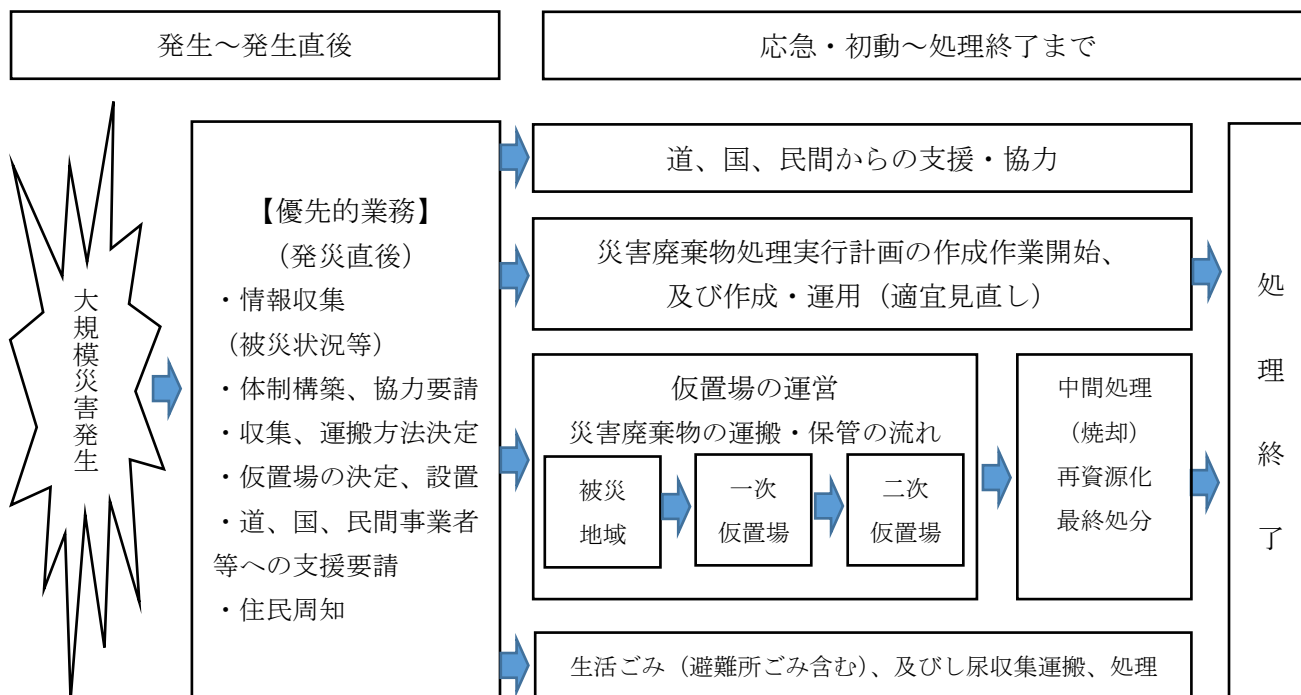
第2章 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場から一時仮置場に搬入して粗選別を行った後、二次仮置場で受入先の品質に合わせて再選別等の中間処理を行う。その後、再資源化、最終処分等を行う。

【災害廃棄物処理の流れ】



【発災後から処理終了までの流れ】



第3章 災害廃棄物発生量等の推計

第1項 災害廃棄物発生量等の推計を行う災害

本計画において想定する災害のうち、災害廃棄物発生量等の推計を行う災害は、北海道災害廃棄物処理計画において災害廃棄物発生量が多い、網走沖を震源とする地震（最大震度6強）とする。

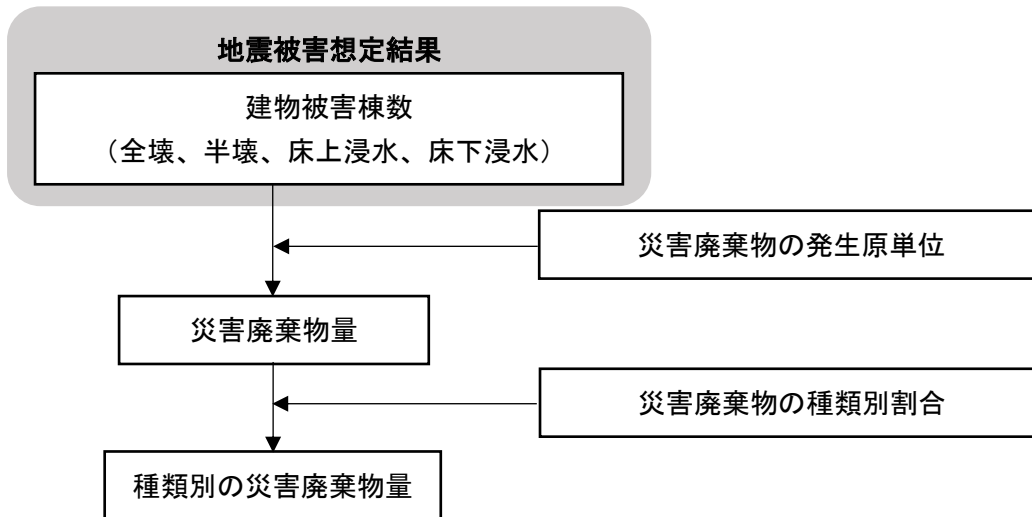
第2項 災害廃棄物発生量

(1) 推計方法

地震による災害廃棄物発生量は、災害廃棄物対策指針に基づき、建物被害棟数に1棟当たりの発生原単位を掛け合わせるにより算出する。さらに、災害廃棄物の種類別割合を掛け合わせるにより、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材の発生量を推計する。

※災害廃棄物発生量（t）＝建物被害棟数×発生原単位（t/棟）×種類別割合（%）
 津波堆積物発生量（t）＝津波浸水面積（m²）×発生原単位（0.024t/m²）

【災害廃棄物量に関する算出の流れ】



【災害廃棄物の発生原単位】

対象地震	液状化、揺れ、津波		火災消失（全焼）	
	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震	首都直下型地震
全壊	117 t/棟	161 t/棟	木造：78 t/棟 非木造：98 t/棟	木造：107 t/棟 非木造：135 t/棟
半壊	23 t/棟	32 t/棟	—	—
床上浸水	4.06 t/棟	—	—	—
床下浸水	0.62 t/棟	—	—	—

出典：「災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」技術資料

【災害廃棄物の種類別割合】

	液状化、揺れ、津波		火災	
			木造	非木造
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震	
可燃物	18%	8%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	28%	65%	20%
コンクリートがら	52%	58%	31%	76%
金属	6.6%	3%	4%	4%
柱角材	5.4%	3%	0%	0%

出典：「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」技術資料

(2) 推計結果

北海道災害廃棄物処理計画において、市町村別の災害廃棄物量が示されている。

対象とする網走沖の海溝型地震では、198.9 千 t の災害廃棄物が発生すると推計されている。

津波堆積物 163.7 千 t を除いた 35.2 千 t に前述の割合を乗じ、種類別の発生量を推計した。

【災害廃棄物発生量（推計）】

(単位：千 t)

	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	津波 堆積物	合計
網走沖	6.35	6.35	18.3	2.3	1.9	163.7	198.9

※想定被害：全壊 200 棟、半壊 350 棟、床上浸水 750 世帯、床下浸水 550 世帯、津波堆積面積 6.82 km²

第 3 項 災害廃棄物処理可能量

1 破砕施設

(1) 推計方法

施設の稼働状況を反映する方法で推計し、最大稼働させた場合の年間処理能力から平時の年間処理実績量を差し引くことにより算出する。年間処理能力は、施設の稼働状況に合わせて設定することから、平時における余力を反映することができる。

【一般廃棄物破砕処理施設の処理可能量の試算条件（公称能力最大）】

処理可能量	処理可能量 (t) = 年間処理能力 (t/年) - 年間処理量 (直近実績) (t/年) ※大規模災害を想定し、3 年間処理した場合の処理可能量 (t/3 年) についても算出する。ただし、事前調整等を考慮し、実稼働期間は 2.7 年とする。
-------	---

(2) 推計結果

破砕施設（破砕リサイクル施設）の処理可能量の推計結果は、次のとおりである。処理可能量は、最大限の破砕能力を見込んだ場合において、処理期間を 2.7 年とした場合、約 3.8 千 t と推計される。

【破砕施設（破砕・リサイクル施設）の災害廃棄物処理可能量】

年間処理能力（A）	年間処理量（H31 実績）（B）	施設稼働状況反映 ((A) - (B)) *2.7
15.0t×365日≒5,400t	3,979t	3,837t

2 最終処分場

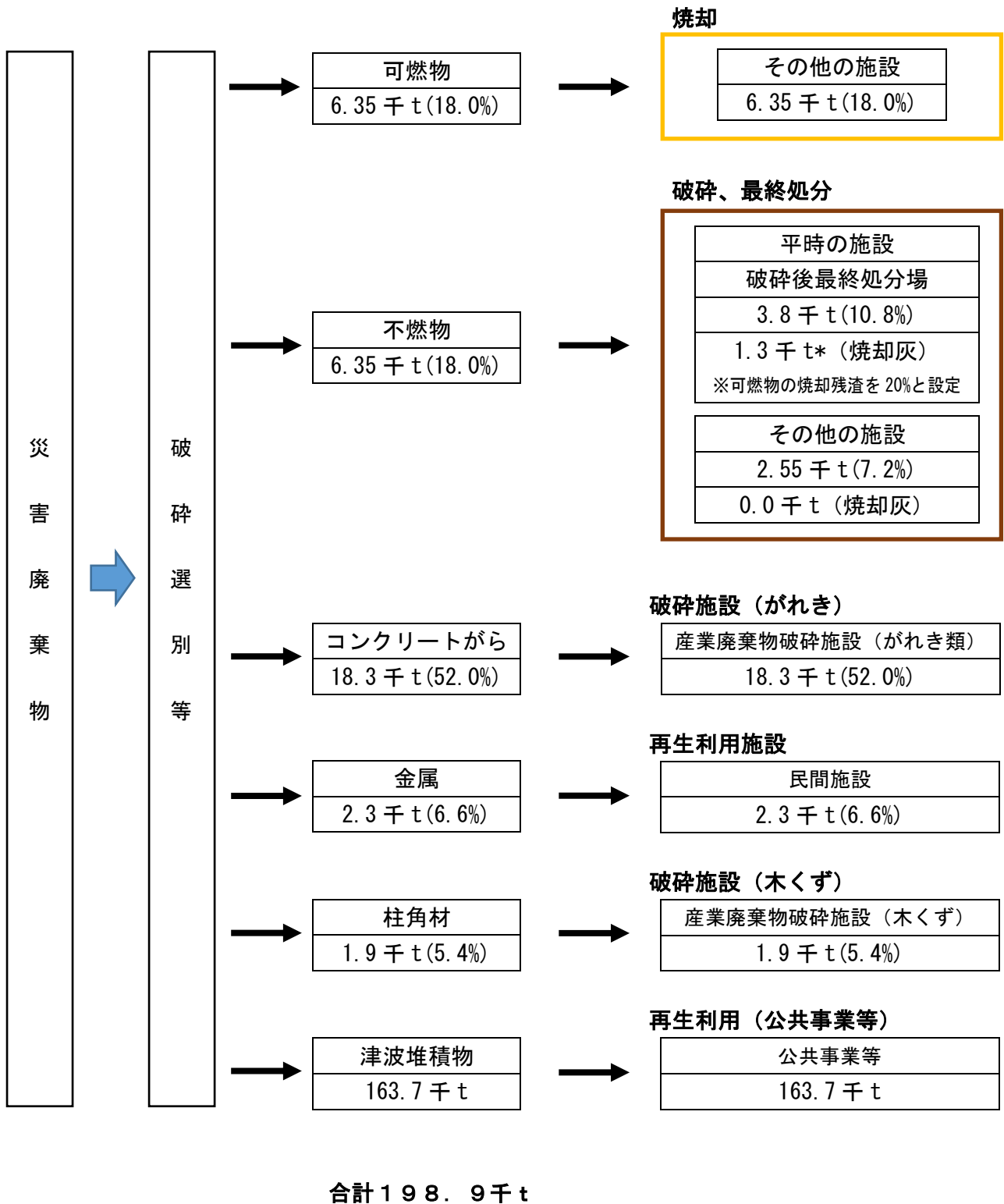
当市の最終処分場は、焼却処理をせずに埋立処理をしていることから、災害廃棄物を受け入れる余裕はない状況である。しかしながら、平時の一般廃棄物と合わせ、前述の破砕廃棄物を受け入れることで残余容量が著しく少なくなることから、合わせて次期最終処分場の設計に取り掛かることが必要となる。なお、最終処分場の敷地については、現在供用中の廃棄物処理場内に確保されている状況である。

第4項 災害廃棄物処理フロー

災害廃棄物発生量、処理可能量をもとに作成した災害廃棄物処理フローを次に示す。

廃棄物処理施設の処理可能量を超える災害廃棄物については、速やかに仮置場に搬入を終了した上で、北海道への支援要請により他市町村に対し処理を依頼するほか、民間処理施設への協力依頼、または、必要に応じて仮設焼却炉を設置することにより処理を完了するものである。

【災害廃棄物処理フロー（網走沖の海溝型地震）】



第5項 仮置場必要面積

(1) 推計方法

仮置場必要面積は、網走沖の海溝型地震における災害廃棄物発生量をもとに、災害廃棄物対策指針に基づき推計する。

【仮置場必要面積の推計方法】

仮置場必要面積	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場必要面積 = 仮置量 / 見かけ比重 / 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合) 仮置量 = がれき発生量 - 年間処理量 年間処理量 = がれき発生量 / 処理期間 (3年)
見かけ比重	可燃物 0.4 t/m ³ 、不燃物 1.1 t/m ³
積み上げ高さ	5 m
作業スペース割合	100%

出典：「災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」技術資料

(2) 推計結果

本計画の対象災害における仮置場必要面積の推計結果は、次のとおりである。網走沖の地震では、約5haの仮置場が必要と推計される。

【仮置場必要面積の推計結果】

	仮置量 (千 t)			面積 (m ²)				面積 (ha)
	可燃系	不燃系	津波堆積物	可燃系	不燃系	津波堆積物	合計	
網走沖	8.2	27.0	163.7	5,480	6,539	39,696	51,715	5.2

出典：北海道災害廃棄物処理計画

第6項 避難所ごみ・生活ごみ・し尿の処理

1 避難所ごみ・生活ごみの処理

(1) 避難所ごみ発生量

避難所ごみは避難所内に一時的な保管場所を確保し、生活ごみ同様、仮置場に搬入・保管することなく処理を行うものであるが、発災後は、状況に応じた収集運搬体制を考慮する必要があるため、避難所ごみの発生量について推計を行う。

・推計方法

避難者数の想定が行われている、「網走市津波避難計画（全体計画）（平成25年3月）」の避難者数をもとに、災害廃棄物対策指針に基づき推計した。

【避難所ごみ発生量の推計方法】

避難所ごみ発生量 (t/日)	避難所ごみ発生量 = 避難者数 × 発生原単位
発生原単位	921 g/人・日 (平成31年度の1人1日当たりごみ排出量)

・推計結果

対象とする網走沖の海溝型地震では、1日当たり 8.8 t の避難所ごみが発生すると推計される。

【避難所ごみ発生量】

	想定最大避難者数（人）	避難所ごみ発生量（t/日）
網走沖	9,578	8.8

(2) 災害時における生活系ごみの収集運搬・処理

避難所ごみを含む生活系ごみの収集運搬・処理は、基本的には平時の分別方法、収集方法（ステーションに排出）、及び体制により、発災後、概ね3日以内に収集・運搬を開始する。特に、大規模災害発生初期に平時の体制を整えることが難しい場合もあることから、必要に応じて腐敗性廃棄物等を優先して収集・処理する。また、ごみの排出区分、排出方法、排出場所等について、避難所を含めて速やかに周知し、収集・処理する。

2 し尿の処理

(1) し尿発生量及び仮設トイレ必要基数

公衆衛生の確保、及び、防疫対策の観点から、発災後、速やかに収集運搬体制を構築し、し尿の収集運搬を開始する必要がある。このため、し尿発生量及び仮設トイレの必要基数について推計を行う。

・推計方法

避難者数の想定が行われている、「網走市津波避難計画（全体計画）（平成25年3月）」の避難者数をもとに、災害廃棄物対策指針に基づき推計した。

また、仮設トイレ必要基数は、災害廃棄物対策指針及び避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに基づき算出した。

【仮設トイレ必要数の推計方法】

仮設トイレ必要設置数	$\frac{\text{仮設トイレ必要人数}}{\text{仮設トイレ設置目安}}$ $= \frac{\text{仮設トイレの容量}}{\text{し尿の1人1日平均排出量}} \times \text{収集計画}$
仮設トイレの平均的容量	400 L
し尿の1人1日平均排出量	1.7 L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

出典：「災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」技術資料

【仮設トイレ必要基数算出における設置目安】

仮設トイレ設置目安	出典
78 人/基	災害廃棄物対策指針
50 人/基	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府）」 ※災害発災当初は約 50 人/基、避難が長期化する場合は約 20 人/基を目安とすることが望ましいとされている。
20 人/基	

・推計結果

対象とする網走沖の海溝型の地震では、1 日当たり 16,283 L のし尿が避難所から発生すると推計される。また、仮設トイレは 78 人当たり 1 基設置と仮定した場合、最低で 123 基必要と推計される。

【し尿発生量及び仮設トイレ必要設置数の推計結果】

	避難者数	し尿発生量	仮設トイレ必要基数（基）		
			78 人/基	50 人/基	20 人/基
網走沖	9,578 人	16,283 L	123	192	479

(2) 災害時におけるし尿の収集運搬・処理

発災後は、速やかに二見ヶ岡クリーンセンター（し尿処理施設）の被災状況を確認し、その結果を共同利用する大空町に伝達するとともに、発災後概ね 3 日以内を目途に収集を開始する。基本的には平時の体制で対応するが、収集運搬車両が不足する場合は、車両を所有する市内事業者に協力を要請する。市内事業者の車両を充てても不足する場合は、北海道に支援要請し、他市町村等に協力を依頼する。

【大規模災害時処理スケジュールの目安】

1年目（初動期～応急対応）	2年目（復旧・復興）	3年目（復旧・復興）
被災現場からの災害廃棄物撤去完了	一次仮置場からの災害廃棄物撤去完了	二次仮置場からの災害廃棄物撤去完了

なお、処理スケジュール例を次に示すが、発災後は、国や道との協議をもとに、災害廃棄物処理実行計画を作成し、その中で、被災状況や災害廃棄物発生量など、被災の実態に基づいた具体的なスケジュールが示されることになる。

【災害廃棄物の処理スケジュール例】

災害廃棄物処理に係る工程		発災後			
		1年目	2年目	3年目	
検討・各種調整等	処理処分先の検討・計画策定等	→			
	各処理処分先との調整	→			
	仮置場跡地利用照会		→		
仮置場 設置・運営	一次仮置場	一次仮置場用地選定	⇒		
		搬入・仮置き	→		
		粗選別	→		
		跡地調査・整地・土地返却		→	
	二次仮置場	二次仮置場用地選定	⇒		
		処理設備搬入・組立	→		
		破碎・選別	→		
		処理設備解体・撤去			→
		跡地調査・整地・土地返却			→
		中間処理（焼却）	既設焼却施設	市町村協議	→
仮設焼却炉	試験焼却	→			
	焼却	→			
	設計・建設・試運転	⇒			
その他処理	産業廃棄物 処理施設	焼却	→		
		セメント資源化	→		
		土工資材化	→		
	最終処分場	最終処分（焼却残さ含む）	→		
広域処理		焼却・最終処分	→		

→	検討・調整・試運転等
→	処理・処分等の実施
→	解体・整地等

第3項 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬は、被災現場から仮置場を経由し、処理処分先までの各移動過程で必要となる。収集運搬方法は、廃棄物の性状に応じて適切な車種（ダンプ、トラック、パッカー車等）を選択する必要がある。必要台数・作業人員の確保については、必要に応じて北海道に支援要請し、他市町村や民間事業者等の協力により収集運搬体制を確保する。

鉄道や船舶については、一度に大量の輸送が可能であることから、災害の規模、処理処分先、運搬効率等を勘案して活用する。

第4項 仮置場

1 仮置場の目的

仮置場は、被災した建物や、被災により生じた廃棄物を速やかに撤去した後、再資源化、中間処理、最終処分をするための施設に搬入するまで一時的に保管・集積し、必要に応じて選別を行う場所である。

2 仮置場の分類

仮置場を用途別に分類すると、一次仮置場、二次仮置場があるが、災害の規模や種類、被災の状況に応じて、一次仮置場のみの運用、一次仮置場と二次仮置場の運用、または、仮置場を設けず処理施設に直接搬入するなど、柔軟に対応する。

【一次仮置場の設置内容】

設置目的	<ul style="list-style-type: none">被災家屋等から搬入される廃棄物の一時保管のため、被災状況に応じて設置する。二次仮置場で選別等を行う前段階としての粗選別を行う。
設置・運営管理者	<ul style="list-style-type: none">網走市 ※災害の規模により事務の委託を行う場合は、北海道の場合もある。
設置場所	<ul style="list-style-type: none">道路アクセス等を考慮し、二次災害の恐れのない場所とする。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">発災後直ちに設置し、二次仮置場への搬入が完了するまでの2年程度を想定。
留意点	<ul style="list-style-type: none">発災後速やかに設置する必要がある。特に水害の場合は、水が引くと直ちに災害廃棄物が搬出されるため、迅速に設置する。最初は少数設置で管理し、状況を見て箇所を増やす。重機の移動・作業スペース、消火・電源設備等について考慮。分別指導従事者や管理業務従事者などを配置し、24時間の管理体制を整備する。火災防止のため、積み上げ高さを5m以下、1山当たりの設置面積を200㎡以下とする。延焼防止や消火活動のため、堆積物間の距離を開け、消火器を設置する。原状復帰に当たり、危険物の除去などを考慮する。住民やボランティアによる持ち込みの対応として、設置場所や分別方法について、災害初動時に速やかに周知する。分別表示を行うとともに、災害廃棄物の搬出作業が被災者やボランティアによる作業となるため、分別や排出方法を説明した資料を配布し、情報を共有する。汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置として、設置場所の床面への仮舗装やシート等による養生を検討する。衛生対策（殺虫剤、防臭剤）等を実施する。

【二次仮置場の設置内容】

設置目的	・一次仮置場で粗選別等を行った廃棄物を搬入し、中間処理施設や最終処分場への搬入までの間、仮置きするため設置する。仮設焼却炉による中間処理をする場合もある。
設置・運営管理者	・網走市 ※災害の規模により事務の委託を行う場合は、北海道の場合もある。
設置場所	・道路アクセス等を考慮し、二次災害の恐れが少ない場所とする。
設置期間	・発災後、一次仮置場の状況に応じて設置し、廃棄物処理完了まで概ね3年間の利用を想定する。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・処理・処分先の受け入れ基準に合わせるため、必要に応じて仮設処理施設を設置する場合がある。 ・重機の移動・作業スペース、消火・電源設備等について考慮。 ・分別指導従事者や管理業務従事者などを配置し、管理者が不在の時は施錠する。 ・発災後、一定の期間が経ち、受け入れ容量に余裕がある場合は、住民等による直接搬入を開始する。 ・火災防止のため、積み上げ高さを5m以下、1山当たりの設置面積を200㎡以下とする。延焼防止や消火活動のため、堆積物間の距離を開け、消火器を設置する。 ・原状復帰に当たり、危険物の除去などを考慮する。 ・汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置として、設置場所の床面への仮舗装やシート等による養生を検討する。

3 被災区域近隣の集積所

発災後は、一次仮置場の設置場所を決定し、速やかに住民周知を行った上で開設することが基本であるが、水害時は水が引くと一斉に廃棄物が排出されることが想定される。公衆衛生の確保を考慮し、被災状況に応じて、緊急的かつ短期間において、被災区域近隣の公園等を災害廃棄物の仮置場として使用することも検討する。

4 仮置場の選定

仮置場は、平時から候補地を選定しておき、発災後は必要面積、交通アクセス、処理施設等への運搬を考慮し、市の関係部署と協議・調整の上、迅速に決定し設置する。

【仮置場候補地選定から決定・設置までの手順】

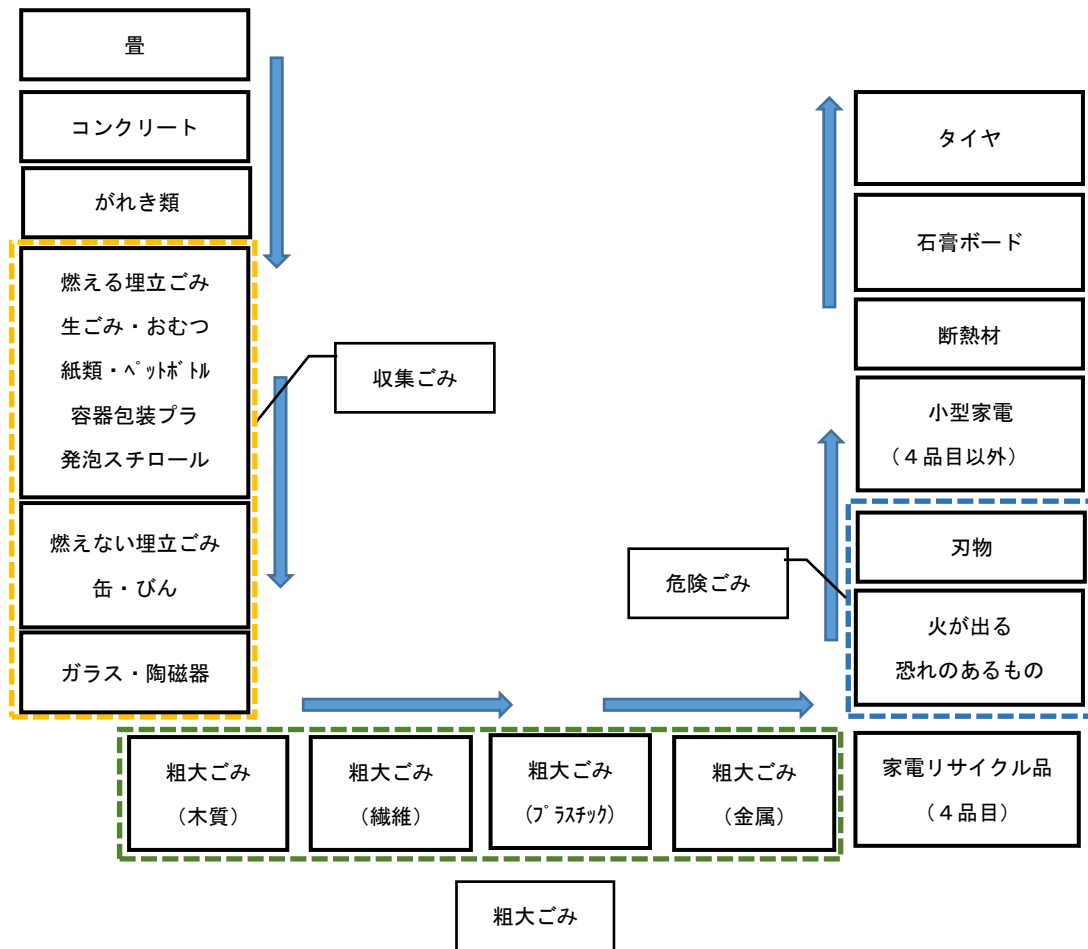
	手順	実施内容及び考慮事項
平時における 仮置場候補地選定	候補地の抽出	・都市計画用途区域内にある面積が広大な市有地を抽出
	候補地の絞り込み	・現状復旧を考慮し、河川沿いの敷地は除く ・地域防災計画の土地利用方法の確認
	候補地の評価	・災害廃棄物の搬入出や重機の通行が容易な道路条件
発災後の仮置場 決定・設置	決定・設置	・現地確認、所管部署との協議・調整 ・3,000㎡以上の土地の改変を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく届出が必要

5 仮置場の配置

網走市のごみ分別区分をもとに、廃棄物品目別の仮置場の配置案の例は次のとおりとする。なお、発災時には、本配置案を参考に、災害廃棄物の発生状況や受け入れ先の処理施設に合わせて品目を決定するとともに、選定した仮置場の用地に合わせて配置する必要がある。

また、仮置場は、運搬車両や重機の移動・作業スペースや仮設処理施設などの設置を考慮し、集積スペースの概ね2倍の面積を確保するとともに、火災発生を防ぐため、積み上げの高さを5m以内とする。

【仮置場配置案】



※平時の家庭ごみ分別区分を基本とし、円滑に運用できるよう、場内は一方通行とする。

6 仮置場の候補地

仮置場の候補地は、次のとおりとする。不足が予測される場合は別途協議する。

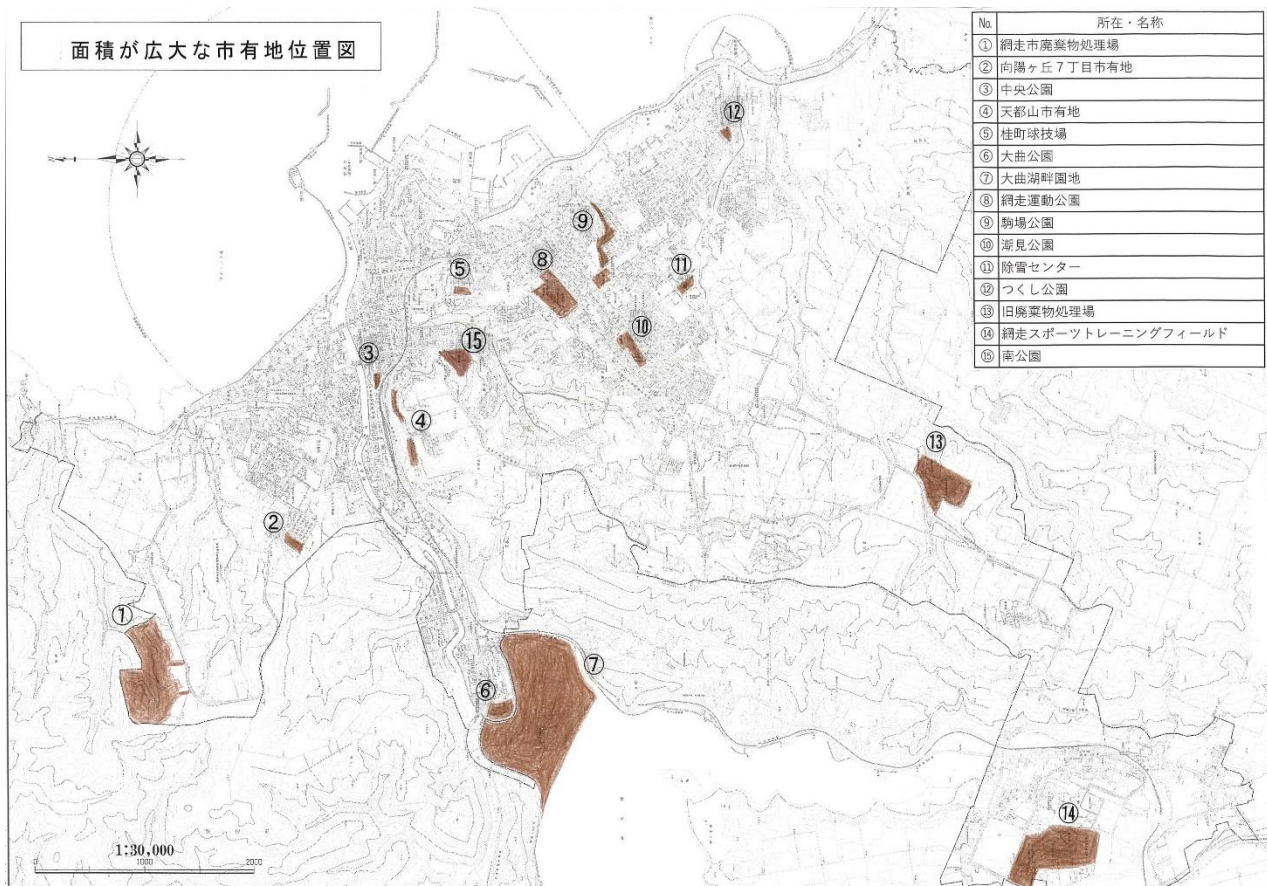
種別	名称	所在	所管部署	敷地面積	仮置場有効面積
一次	中央公園	南西	都市管理課	7,002 m ²	約 3,000 m ²
	南公園	天都山	都市管理課	58,170 m ²	約 10,000 m ²
	潮見公園ほか	潮見	財政課、都市管理課	24,580 m ²	約 20,000 m ²
	つくし公園	つくしヶ丘	都市管理課	13,348 m ²	約 5,000 m ²
二次	旧廃棄物処理場	八坂	生活環境課	144,410 m ²	約 25,000 m ²

7 市が管理する面積が広大な市有地

市が管理する市有地のうち、面積が広大な土地は次に掲げるとおりである。被災状況、災害の発生状況により、仮置場が不足する場合は、仮置場としての利用について各管理者と協議する。

番号	名称	所管部署	備考
①	廃棄物処理場	生活環境課	
②	向陽ヶ丘7丁目市有地	財政課	
③	中央公園	都市管理課	一次仮置場
④	天都山市有地	財政課	
⑤	桂町球技場	スポーツ課	
⑥	大曲公園	都市管理課	
⑦	大曲湖畔園地	観光課	
⑧	網走運動公園	スポーツ課	
⑨	駒場公園	都市管理課	
⑩	潮見公園ほか	財政課、都市管理課	一次仮置場
⑪	除雪センター	都市管理課	
⑫	つくし公園	都市管理課	一次仮置場
⑬	旧廃棄物処理場	生活環境課	二次仮置場
⑭	スポーツトレーニングフィールド	スポーツ課	
⑮	南公園	都市管理課	一次仮置場

※被災状況により、港湾用地を仮置場、その他の公園を集積所として利用することも検討する。



第5項 分別・処理・再資源化

災害廃棄物は、可能な限り被災現場や仮置場で分別・選別を行い、再資源化を図ることを基本とする。主な災害廃棄物と再生資材としての利用用途は次のとおりである。

再生資材の活用にあたっては、需給バランスや要求品質の調整が重要であることから、必要に応じて市の土木関係部署や北海道・国と情報交換を行う。

【再生資材の種類と利用用途等】

災害廃棄物	利用用途等
津波堆積物	土砂（建設資材等） ・盛土材（かさ上げ） ・農地基盤材など
コンクリートがら	再生砕石（建設資材等） ・防潮堤材料 ・道路路盤材など
金属系廃棄物（金属くず）	金属くず ・精錬や金属回収による再資源化 ※自動車や家電等の大物金属くずは含まない
柱角材	木質チップ類／バイオマス ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料
混合廃棄物（不燃物等）	・セメント原料

第6項 焼却処理

災害廃棄物のうち可燃物については、北海道を通して他市町村への支援要請を行うほか、産業廃棄物処理業者の活用を図り、処理体制を確保する。不足する場合は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力等を考慮の上、適切な規模の仮設焼却炉の設置について、北海道と協議を行う。

第7項 最終処分

災害廃棄物のうち不燃物や再生利用不適物については、網走市の最終処分場で埋め立て処分を行うが、計画期間内に埋め立て処分を完了することが困難な場合は、北海道を通して他市町村への支援要請を行うほか、産業廃棄物処理業者の活用を図り、処理体制を確保する。

また、網走市では最終処分場の用地を確保していることから、新規の最終処分場の設置についても北海道と協議する。

第8項 広域的な処理・処分

災害廃棄物発生量が処理可能量を上回る場合、処理先と優先順位を基本として、支援を要請し、処理体制の確保を図る。

網走市では、想定災害に基づき算出した災害廃棄物発生量の推計結果が、市が所有する廃棄物処理施設の処理可能量を上回っていることから、支援要請を検討する。

第9項 適正処理が困難な廃棄物等

1 有害性・危険性のある廃棄物

有害性・危険性のある廃棄物は、地震・水害等の災害により流出し、適切に回収・処理が実施されない場合、環境や人の健康への長期的な影響や復旧・復興の障がいとなる恐れがある。このため、発災時においては、次の表を参考として収集方法や処理方法を決定し、有害物質の飛散や危険物による火災等の事故を未然に防止するため、優先的に回収・保管し、早期に処分する。回収・処理については、専門業者に協力を要請する。

【平時から収集している、有害性・危険性のある廃棄物の処理方法】

区分	項目	収集、仮置方法	処理方法
有害性	廃電池類	一次仮置場で分別	リサイクル（委託）
	廃蛍光管	一次仮置場で分別	リサイクル（委託）
危険性	カセットボンベ、スプレー缶	一次仮置場で分別	破砕、リサイクル
	割れたガラス、陶磁器	一次仮置場では不燃物	破砕、埋立
	刃物類	一次仮置場で分別	選別、破砕、リサイクル

【平時は処理困難物として収集していない、有害性・危険性のある廃棄物の処理方法】

区分	項目	収集、仮置方法	処理方法
有害性	廃農薬、殺虫剤、薬品	一次仮置場で分別	専門業者に委託
	塗料	一次仮置場で分別	専門業者に委託
	カーバッテリー	一次仮置場で分別	専門業者に委託
危険性	燃料	一次仮置場で分別	専門業者に委託
	有機溶剤	一次仮置場で分別	専門業者に委託
	ガスボンベ	一次仮置場で分別	専門業者に委託
	消火器	一次仮置場で分別	専門業者に委託
感染性	注射器等	一次仮置場で分別	専門業者に委託

2 主な適正処理困難物

(1) 廃家電

廃家電のうち、家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目は、基本的には平時と同じルートでリサイクルする。破損、腐食等によりリサイクルが困難な場合は、破砕処理を行う。

(2) 廃自動車

廃自動車は、災害により大破した自動車を含め、北海道と協議した上で自動車リサイクル法に基づいて処理する。網走市は、主に被災現場から仮置場までの移動、所有者の意思確認、所有者または引取業者に引き渡すまでの保管を行う。所有者が不明の場合は、北海道と協議し、引取業者に引き渡す。

(3) 廃船舶

廃船舶は、所有者が処理を行うことを原則とし、所有者を特定して引き渡す。

所有者不明の場合は、外形上明らかに効用を失っているか等の状況に応じて、一定の猶予期間を設けた上で処理を行う。処理に当たっては、平時の処理ルートに基づき、船舶の素材に応じて販売店や廃棄物処理業者での引き取り・処理を行う。受け入れ先の確保が難しい場合は、仮置場で破碎後、可能な限り分別して処理を行う。

保管する場合は、二次仮置場に搬入し、重機による粗破碎、燃料タンクの取り外しを行い、破碎、選別を行う。FRP船については、一般社団法人日本マリン事業協会のFRP船リサイクルシステムを活用した処理を原則とする。

(4) 漁具関係

被災した漁具・漁網は、他の災害廃棄物と混合していたり、ロープ等に鉛が使用されている場合がある。

鉛がない漁具は、粗破碎してリサイクル、中間処理を行う。鉛付きの漁具は、手選別で鉛を分別しリサイクルする。処理処分については、産業廃棄物処理業者と協議する。

(5) 腐敗性廃棄物

網走市は、市街地区の沿岸に水産加工場が立地していることから、大規模な津波災害が発災した時は、冷蔵庫等から水産加工食品等の廃棄物が大量に発生することが想定される。また、農村地域においても、大規模な水害が発生した場合は、農産物や肥料、家畜の死体などを起因とする廃棄物が大量に発生することが想定される。

これらの廃棄物は腐敗性が高いことから、公衆衛生の確保のため、優先して対応を行う。なお、家畜の死体については、化製場に依頼するなど、適正な処理を原則とするが、困難な場合は、北海道の指導の下、埋却処理を行う。

第10項 水害による廃棄物への対応

水害で発生する廃棄物は、土砂や水分を含む場合があることから、収集運搬、処理に当たっては留意が必要である。

【水害時の災害廃棄物の特徴と対応】

主な廃棄物	特徴	対応
畳、家具等の粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 水分を多く含み、腐敗しやすく悪臭を発生する。畳については発火の可能性もある。 水分を多く含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生し、平時の人員及び車両等では収集・運搬が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性のあるものは、優先的に処理を行う。
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ガスボンベ等発火しやすい廃棄物、消火器、灯油ストーブ、ガラス片などが混入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 分別排出の周知を徹底する。
全般	<ul style="list-style-type: none"> 土砂や泥が多く混入している場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎・ふるい等の処理を行う。

第11項 思い出の品等

思い出の品等は、洗浄・乾燥し、発見場所や品目等の情報を整理、リスト化した上で可能な限り集約して保管・管理するよう努める。閲覧・引き渡しに当たっては、広報等で周知し、面会や郵送（本

人確認が可能な場合)により引き渡しを行う。貴重品については、遺失物法に基づき警察に引き渡す。こうした作業については、関係機関等へ支援要請をする。

【思い出の品等の例】

思い出の品	写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、パソコン、電子記録媒体、携帯電話、カメラ、楽器等
貴重品	財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属、クレジットカード等

第12項 災害廃棄物処理に係る関係法令

災害廃棄物については、一般廃棄物として廃棄物処理法の適用を受けるが、状況により適用除外規定がある場合もある。早期復旧のため、迅速に処理を行う必要があることから、一般廃棄物処理業の許可や処理施設の設置に係る規制のほか、事前に法規制の対応を考えておく必要がある。

【災害廃棄物処理に係る法規制対応】

環境関連	廃棄物処理法、大気汚染防止法、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、その他関係条例
仮置場、処理施設等の許可関連	ダイオキシン類対策特別措置法、環境影響評価法、都市計画法、建築基準法、道路法、河川法、農地法、農振法、都市公園法、自然公園法、下水道法、道路交通法、その他関係条例
労働環境関連法	労働関連法
環境配慮、リサイクル関連	グリーン購入法、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法

第4編 地域特性と対応方針

第1章 地域性により大量に発生することが想定される廃棄物

網走市は、オホーツク海沿岸と網走川河口周辺に市街地を形成しており、津波災害が発生した場合は甚大な被害が想定される。津波により打ち上げられた廃船舶、漁具、及び、加工場等から発生する腐敗性廃棄物については、大量に発生することが想定される。これらの処理に当たっては、発生現場付近で集積するが、処理に時間を要する廃棄物については、二次仮置場に搬入するなど、迅速に処理することが必要となる。

第2章 冬季における災害廃棄物処理の課題

災害廃棄物を処理するにあたっては、発災時期が冬季、また、大規模災害の場合は処理を完了するまでに複数年を要することから、冬季間においても処理を進めていく必要がある。網走市は道内では比較的温暖な地域ではあるものの、氷点下10度を下回る日が続くこともあることから、災害廃棄物の処理が困難になることが想定される。このため、大型テントの設置や防雪シートの利用などの冬季対策も検討する。また、実行計画を策定するにあたっては、冬季の収集運搬・処理のスピードの低下を考慮する。

資料編

【廃棄物処理団体懇話会作成資料】

※構成団体：(公社)北海道産業資源循環協会、(公社)北海道浄化槽協会、北海道環境整備事業(協)、(一社)北海道環境保全協会

※助言：北海道環境生活部環境局循環型社会推進課、環境省北海道地方環境事務所環境対策課

大規模災害廃棄物 ～発生直後の行動～

- 北海道と連携して行動（まずは連絡）
- 仮置場の設置（早期・少数）管理（人員管理）
- ごみだし・分別方法周知（住民、ボランティア）
- 関係団体等に要請（処理体制の構築準備）

市町村廃棄物担当部局の初期行動

- 被災・災害状況の把握・報告
 - ・振興局環境生活課との連絡手段の確保
 - ・廃棄物処理施設等の被害状況を迅速に把握し、振興局へ一報
 - ・災害廃棄物発生状況を迅速に把握（推測）し、振興局へ一報
- 支援要請等
 - ・道からの技術支援、職員派遣
 - ・道による周辺市町村、関係事業者団体等への支援の調整
 - ・周辺市町村、関係事業者団体等からの支援
- 仮置場の設置
 - ・仮置場の規模、数、設置場所を決定（必要最小数に）
 - ・分別方法を決定（処分先との対応が必要）
 - ・排出場所、排出ルール等を広報・啓発（住民、ボランティア）
 - ・迅速に仮置場を設置し、同時に管理・運営を開始
- 廃棄物処理体制の確立
 - ・実行計画を作成（災害廃棄物処理計画で事前に準備）
 - ・日常の仮設トイレの確保
 - ・生活ごみ、し尿等の収集・運搬、処分体制の確保
 - ・災害廃棄物の選別、分別、再資源化等の方針決定
 - ・災害廃棄物の発生量に見合った処理・処分先の確保
 - ・支援処理委託事業者との委託契約
 - ・腐敗性・可燃性廃棄物から優先処理

初期行動にあたっての留意事項

- 被災・災害状況の把握・報告
 - ・情報は、できるだけ迅速に・正確に
 - ・把握が困難な場合は推定で（後で補正すればよい）
- 支援要請等
 - ・まずは、振興局や道に相談
- 仮置場の設置
 - ・設置が遅れると周辺に無秩序に排出されだす
 - ・仮置場には効率よい一方通行の動線を配置
 - ・危険物、ガラス等は分別して中身が見えるように出させる
 - ・腐敗ごみは他のごみに混入させない
 - ・分別排出の指導・啓発を徹底する（できればチラシ配布）
 - ・便乗ごみを持ち込ませない（管理・指導の徹底）
- 廃棄物処理体制の確立
 - ・早い段階で市町村の指揮命令体制を確保する
 - ・仮設置場における管理人等を確保する
 - ・災害補助申請を念頭に、写真、計量伝票などを確保する

参考連絡先

関係行政機関

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課	011-204-5198
環境省北海道地方環境事務所環境対策課	011-299-1952

廃棄物処理団体懇話会

公益社団法人北海道産業資源循環協会	011-241-7611
公益社団法人北海道浄化槽協会	011-823-4755
北海道環境整備事業協同組合	011-863-0848
一般社団法人北海道環境保全協会	011-522-5545

※処理でお困りの際はご相談ください。

【産業廃棄物処理業団体との協定書】

大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道産業資源循環協会オホーツク支部（以下「乙」という。）は、地震や水害等の大規模災害の発生に伴う災害廃棄物の処理等への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市域において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、「網走市地域防災計画」に基づき、甲が乙に災害廃棄物の処理への応援を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時に発生したがれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類その他災害に伴って緊急に処理する必要がある廃棄物であることから、一般廃棄物として取り扱うものとする。

（情報提供）

第3条 甲は、災害が発生したときは、乙に市域内の災害廃棄物発生量、仮置場所在地、道路等の被災、復旧状況など必要な情報を随時提供するものとする。

2 乙は、甲から情報提供があったときは、甲に災害廃棄物の処理等に関して協力可能な会員（他の支部の会員も含む。以下「会員」という。）の情報を提供するものとする。

（応援要請）

第4条 甲が乙に要請する業務は、次の各号の業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）とする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）その他前各号に伴う必要な事業

（要請の実施）

第5条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（要請の手続）

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等を要請する場合、次の各号に掲げる事項を書面によ

り乙に通知するものとする。ただし、緊急性があり書面によりがたい場合は、口頭又は電話等で協力を要請し、後日、速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力要請日
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は甲から応援要請があったときは、速やかにその諾否について検討し、その結果を書面により通知するものとする。ただし、緊急性があり書面によりがたい場合は、口頭で回答し、後日、速やかに書面で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第7条 乙は、甲の要請を受託した場合は、必要な人員、車両、資機材を会員から調達できるよう調整し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 乙の調整に協力できる会員は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周辺の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。
- (3) 災害廃棄物の処理等の実施に際し疑義が生じた場合は、甲の指示を仰ぐこと。

(進捗管理)

第8条 乙が、甲の要請を受託したとき、甲と乙は次の各号に関する事項について情報を共有し、処理が円滑に進むよう、協力して進捗管理に努めるものとする。

- (1) 会員が行う災害廃棄物の収集・運搬の進捗状況
- (2) 会員が行う災害廃棄物の処分の進捗状況
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第9条 会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する費用の価格は、乙及び会員が甲と協議して決定するものとする。
- 3 甲は、費用の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(北海道との連携)

第10条 甲は、乙と本協定に定める災害廃棄物の処理等を実施するにあたっては、北海道との情報共有や連絡調整等において緊密に連携し、甲の応援要請に基づく乙の災害廃棄物の処理等が円滑に進むように配慮しなければならない。

(災害及び損害補償)

第11条 災害廃棄物の処理に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した時の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年

法律第 50 号) その他の法令等によるものとする。

- 2 災害廃棄物の処理等により生じた損害の補償は、乙及び会員が、甲と協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては市民環境部生活環境課長、乙においてはオホーツク支部事務局長とする。

- 2 乙は、災害時における円滑な活動が図れるよう、応援体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

(他自治体への協力)

第 13 条 甲が、被災した周辺自治体等の災害廃棄物の処理等を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて可能な限り協力するものとする。

- 2 前項の協用に要する費用等についても、この協定に準ずるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとし、有効期間満了の 1 か月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定の定めのない事項については、その都度甲と乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

甲 網走市

網走市長

水谷 洋



乙 公益社団法人北海道産業資源循環協会
オホーツク支部

支部長

伊藤 嘉高



【市内廃棄物処理委託事業者との協定書】

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）とシティ環境株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生した場合、乙に対し次に掲げる応援協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）仮置場の管理
- （5）仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理
- （6）甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- （7）前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭又は電話等により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- （1）協力の要請内容
- （2）その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

- （1）周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条に基づき実施した災害廃棄物処理等に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲の生活環境課とする。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有することとし、平成30年3月30日付けで契約した、「清掃事業施設維持管理業務委託契約」の契約期間の終了日までとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月1日

甲 網走市南6条東4丁目1番地
網走市
網走市長 水谷 洋



乙 網走市字潮見177番地の32
シティ環境株式会社
代表取締役 政田 治彦



災害時におけるし尿処理の協力に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と有限会社道環（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿処理の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当市が設置した避難所で発生するし尿の収集・運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生した場合、乙に対し次に掲げる応援協力を要請するものとする。

- （1）甲が指定する避難所等のし尿の収集・運搬
- （2）前号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭又は電話等により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- （1）協力の要請内容
- （2）その他必要な事項

（し尿処理の実施）

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施するし尿処理に可能な範囲で協力するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、し尿処理に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、実施するし尿処理が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- （1）実施内容
- （2）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施したし尿処理に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条に基づき実施したし尿処理に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲の生活環境課とする。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有することとし、平成30年3月29日付で契約した「し尿収集運搬業務委託契約」の契約期間の終了日までとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月1日

甲 網走市南6条東4丁目1番地

網走市

網走市長 水谷 洋 一



乙 網走市字呼人174番地の8

有限会社 道環

代表取締役 小堀 剛



災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と道東地方環境整備興発株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生した場合、乙に対し次に掲げる応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 仮置場の管理
- (5) 仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理
- (6) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (7) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭又は電話等により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条に基づき実施した災害廃棄物処理等に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲の生活環境課とする。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有することとし、平成30年3月29日付で契約した、「一般廃棄物等排出指導パトロール業務委託契約」の契約期間の終了日までとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月1日

甲 網走市南6条東4丁目1番地
網走市
網走市長 水谷 洋



乙 網走市新町3丁目146番地の3
道東地方環境整備興発株式会社
代表取締役 笹谷 稔



災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と網走市廃棄物処理協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生した場合、乙に対し次に掲げる応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 仮置場の管理
- (5) 仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理
- (6) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (7) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭又は電話等により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条に基づき実施した災害廃棄物処理等に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲の生活環境課とする。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有することとし、平成30年3月30日付けで契約した、「一般廃棄物収集運搬業務及び生ごみたい肥化センター管理運営業務委託契約」の契約期間の終了日までとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月1日

甲 網走市南6条東4丁目1番地
網走市
網走市長 水谷 洋



乙 網走市字呼人174番地の8
網走市廃棄物処理協同組合
理事長 小堀 彰



網走市災害廃棄物処理計画

令和3年2月

市民環境部 生活環境課